○徳島大学大学教育再生加速プログラム実施専門委員会規則

平成２６年９月１７日

大学教育委員会委員長制定

（趣旨）

第１条　この規則は，徳島大学大学教育委員会規則第９条第２項の規定に基づき，徳島大学大学教育再生加速プログラム実施専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　専門委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)　教養教育科目「SIH道場～アクティブ・ラーニング入門～」の開発及び実施に関すること。

(2)　徳島大学におけるアクティブ・ラーニングに関する調査及び評価に基づく改善に関すること。

(3)　アクティブ・ラーニングを推進するための環境整備に関すること。

(4)　その他アクティブ・ラーニングの推進に関すること。

（組織）

第３条　専門委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　大学教育委員会委員長

(2)　教養教育院長

(3)　高等教育研究センター教育改革推進部門長

(4)　当該年度の授業設計を担当する「SIH道場～アクティブ・ラーニング入門～」授業設計コーディネーター

(5)　教養教育院から選出された教員　１人

(6)　高等教育研究センターから選出された教員

(7)　学務部長，学務部教育支援課長及び学務部教育支援課教育企画室長

(8)　その他専門委員会が必要と認める者

２　前項第５号，第６号及び第８号の委員は，学長が命ずる。

（任期）

第４条　前条第１項第５号，第６号及び第８号の委員の任期は，２年とする。前条第１項第４号の委員については，当該委員がコーディネートするSIH道場が実施される年度の１年間を任期とする。ただし，当該委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は，再任されることができる。

（委員長）

第５条　専門委員会に委員長を置き，第３条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，専門委員会を招集し，その議長となる。

３　専門委員会に副委員長を置き，第３条第１項第２号及び第３号の委員をもって充てる。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する副委員長が，その職務を代理する。

（会議）

第６条　専門委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（代理出席）

第７条　第３条第１項第４号から第６号までの委員が会議に出席できないときは，代理の者を出席させることができる。

（委員以外の者の出席）

第８条　専門委員会が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第９条　専門委員会の庶務は，学務部教育支援課教育企画室において処理する。

（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか，専門委員会について必要な事項は，専門委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は，平成２６年９月１７日から施行する。

２　この規則施行後，最初に選出される第３条第１項第４号，第５号及び第７号の委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成２８年３月３１日までとする。

附　則（平成２８年３月１５日改正）

この規則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２３日改正）

この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日改正）

この規則は，平成３１年４月１日から施行する。